

高齢者の生活実態調査(アンケート)について

令和4年11月から令和6年3月に「高齢者の生活実態調査」を行いました。
多くの方からご協力いただきまして調査を終えることができましたので、ご報告いたします。

○対象者

令和4年8月1日時点で満70歳以上の高齢者3,858人。
その内各地区から無作為に抽出された方を中心に実施しました。

○対象者

地区	対象者	抽出者	調査終了
三田井	1,381人	100人	172人
押方	400人	80人	112人
向山	200人	80人	85人
岩戸	641人	200人	165人
上岩戸	92人	40人	41人
上野	451人	180人	142人
下野	173人	80人	57人
田原	236人	100人	81人
河内	211人	100人	103人
五ヶ所	73人	40人	42人
合計	3,858人	1,000人	1,000人

ご協力ありがとうございました。



○アンケート集計結果について (一部抜粋)

- ・移動外出について、自家用車が移動の中心になっており、免許を返納した後に大変になることが多い。返納後の移動手段が課題。
- ・高齢になると地域との交流が少なくなる。認知症のリスクも高まることが懸念される。
- ・日常生活では入浴や買い物等で困っている人は少なかった。しかし近くに買い物できる場所がない等地域によっての差がある。
- ・栄養バランスよく食事を準備することは難しい。性別により差があり、特に男性は調理をすることが少ない。
- ・農業等をして「忙しい」人が多い。集いの場等の参加が進みにくい。

○調査結果の活用方法について

- ・地区ごとに集計を行い、公民館文書発送にて報告書をお送りします。
- ・各地区の代表者（公民館長や民生委員等）の方々と情報共有や分析を行うための報告会を開催いたします。
→開催するにあたり事前に依頼をいたします。
- ・アンケートの結果を分析し、地域の課題の解決を目指します。



障害基礎年金について

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

受給の要件

つぎの①から③のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

- ①障害の原因となった病気やけがの初診日が、次のいずれかの間にあること。
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- ②障害の状態が、障害認定日(障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日)に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
- ③初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
ただし、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

障害の程度

- 障害の程度1級
他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。
- 障害の程度2級
必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

年金額

- 1級 102万円+(子の加算額)…67歳以下
101万7,125円+(子の加算額)…68歳以上
- 2級 81万6,000円+(子の加算額)…67歳以下
81万3,700円+(子の加算額)…68歳以上

●2人まで …1人につき23万4,800円
●3人目以降の子…1人につき 7万8,300円
子の加算額は、その方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。
なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。

※令和6年4月分から年金額が改訂されました。

郵便はがき

料 金 受 取 人 払 郵 便

延岡局承認

766

差出有効期限
令和6年12月
31日まで

8 8 2 1 1 9 0

高千穂町役場
企画観光課 行

点線に沿ってお切りください(郵便はがき専用)



ご住所 □□□□□□□□

電話番号 () -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます